指定管理者を募集します

■公募による指定管理者を予定している公の施設

施　設　名	設 置 条 例	施設担当課
余市あゆ場公園 （パークゴルフ場等）	余市町都市公園条例	建設水道部 建設課
黒川町営駐車場及び 黒川第２町営駐車場	余市町駐車場条例	建設水道部 建設課
余市町温水プール	余市町温水プール条例	教育委員会 社会教育課
余市町総合体育館及び 余市運動公園有料公園施設	余市町総合体育館条例 余市町都市公園条例	教育委員会 社会教育課及び 建設水道部 建設課

■公募のスケジュール

項　　目	期　日（予定）	備　　考
1．公募の告示	１月１２日（火）	余市町役場庁舎前掲示板に告示
2．募集要項等の配布	１月１２日（火）から ２月１２日（金）まで	施設担当課から希望団体に配布
3．公募説明会	１月２０日（水）	募集要項配布
4．質問事項の受付	２月　４日（木）まで	郵送又はＦＡＸにて担当課まで
5．質問事項の回答	２月上旬	郵送又はＦＡＸで回答
6．申請書の受付	２月１２日（金）まで	施設担当課に郵送又は持参のうえ、提出のこと
7．指定管理者選定委員会	２月下旬	
8．指定管理者決定告示	３月中旬	余市町役場庁舎前掲示板に告示

※上記の期日については、変更になる場合があります。

◆問合せ　建設課　☎２１―２１２７　FAX ２１―２１４４
社会教育課　☎２３―５００１　FAX ２３―５２９９

ご存じですか？　「米トレーサビリティ法」

食品事故や産地偽装など問題がある米穀が流通した際に、速やかに流通ルートを特定し、販売中止や回収等を行うために、米穀取扱事業者間の取引記録の作成・保存が義務付けられています。（平成２２年１０月～）
また、消費者等利用者サービスの向上を目指し、産地情報の伝達が義務付けられています。（平成２３年７月～）
生産者、流通、加工・製造、小売販売、外食等の各事業者で、米穀や米飯・米加工食品等の対象品目の取引等行う事業者の皆さんは、この法律に該当します。

◆取引記録の作成保存方法

対象品目を仕入・販売等する場合には、「①品名、②産地、③数量、④取引年月日、⑤取引先、⑥搬出入した場所」を記録した帳簿か伝票類等を３年間保存すること。

◆産地情報の伝達方法

対象品目を販売・提供する場合には、伝票類（納品書、領収書等）に産地情報を含む取引記録を記載、または、米袋か商品等で産地情報を伝達します。
外食店、仕出、弁当、宅配、出前等で米飯類を提供する事業者は、店舗において「○○産米使用」の産地伝達を貼り紙やメニュー等でお客様（消費者）にお知らせが必要であり、また、宅配・出前等では伝票類やチラシ、はし袋等で産地伝達をする方法もあります。

◆詳細・問合せ

北海道農政事務所白石庁舎
☎０１１―８６３―６０３１
または農林水産省ホームページをご覧ください。

米トレーサビリティ制度が、始まっています。

①業者間の取引等の記録の作成・保存が平成２２年１０月１日から、
②産地情報の伝達が平成２３年７月１日から、義務付けられています。